

コミュニケーションサイト開設のお知らせ

協会からのお知らせを確認できる健康保険委員向けの専用WEBサイト（以下「コミュニケーションサイト」という。）を令和8年8月31日(月)に開設しました。

■ コミュニケーションサイト

令和8年8月31日
OPEN



▲ログイン画面イメージ（デザイン等は変更する場合あり）

コミュニケーションサイトを通じて、協会からの最新情報をタイムリーにお届けし、健康保険委員の皆さまの活動をサポートします。

コミュニケーションサイトにご登録いただくことで、ご登録先の協会けんぽ各支部から発信するお知らせを、パソコンやスマートフォンからご確認いただけるようになります。研修会・セミナー等のイベント申込やアンケートの回答、お知らせの閲覧等をオンラインで行うことができますので、ぜひご利用ください。

コミュニケーションサイトのログインはこちらから

<https://honbu05.kyoukaikenpo.or.jp/s/login/>



■ ご利用方法

令和8年9月8日（火）より順次、健康保険委員にご登録いただいている皆さまへ、専用のID・初期パスワードを記載した「通知書」をお送りします。「通知書」に記載のURL等へアクセスし、初回登録をお願いします。初回登録には、専用のID・初期パスワードおよびメールアドレスの登録が必要です。

※ 複数事業所を兼任されている場合は、1社分のみ送付する予定ですが、事業所ごとに「通知書」が送送されることがございますので、あらかじめご了承ください。

コミュニケーションサイトの利用方法等はこちらから

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/about/business/communication/>



医療を受けるならマイナ保険証

マイナ保険証とは？

健康保険証として登録したマイナンバーカード。
今までよりも便利な保険証としてご利用いただけます。



マイナ保険証の4つのメリット

①過去のお薬の情報や健診結果をふまえた医療を受けられる

②手続きなしで高額な窓口負担が不要になる

③確定申告の医療費控除申請がカンタンになる

④救急時、適切な応急処置や病院の選定などに活用できる

マイナ保険証の安全性

Q.マイナンバーカードってそもそも安全？

A.マイナンバーカードのICチップには保険証情報や医療情報などのプライバシー性の高い情報は入っていません。また、ICチップを使うときは暗証番号が必要になるため、ほかの人は使えません。

Q.マイナンバーを知られると悪用される？

A.マイナンバーを知られてしまっても、マイナンバーを使う手続きは必ず本人確認とセットで行うこととなっているため、本人に代わって手続きを行うことはできません。

マイナ保険証の注意点

電子証明書の有効期限切れにご注意ください。

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている場合は、マイナ保険証をご利用いただけません※

電子証明書の有効期限はマイナンバーカードの券面またはマイナポータルからご確認ください。有効期限の2～3か月前を目途に「有効期限通知書」が同封された封筒がご自宅に送付されますので、お住まいの市町村窓口まで、忘れずに更新手続きをお願いします。

※猶予期間として、有効期限満了日が属する月の末日から3か月間は、マイナ保険証として引き続き受診可能です。ただし、保険資格情報の提供のみで、診療情報・薬剤情報などの提供はできません。

詳しくはHPをご覧ください！



「もしも」と「いつも」に安心を。

協会けんぽ

全国健康保険協会 茨城支部

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

〒310-8502
水戸市宮町1-2-4
マイムビル9階

☎029-303-1500(代表)

令和8年1月より
電子申請サービスが
スタートしました！



電子申請サービスについてはこちら